

○国立研究開発法人防災科学技術研究所における法人文書の開示決定等に係る審査基準

(平成 14 年 9 月 12 日 14 理事長達第 24 号)

改正 平成 27 年 4 月 1 日 27 理事長達第 8 号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。)第 10 条に規定する開示決定等についての国立研究開発法人防災科学技術研究所(以下「研究所」という)における審査に当たっては、この基準に基づき適正な運用を図るものとする。

第 1 法人文書に該当するか否かの基準

- 1 開示請求の対象となる「法人文書」とは、研究所の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、研究所の役員又は職員が組織的に用いるものとして、研究所が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
- 2 法人文書が「組織的に用いるもの」に該当するか否かについては、以下の観点から総合的に判断を行うものとする。
 - (1) 法人文書の作成又は取得の状況
 - 1) 役員又は職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得したものか
 - 2) 直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったか
 - (2) 法人文書の利用の状況
 - 1) 業務上必要なものとして他の役員・職員又は部外に配布されたものであるかどうか
 - 2) 他の役員又は職員がその職務上利用しているものであるかどうか
 - (3) 保存又は廃棄の状況
 - 1) 専ら当該役員又は職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか
 - 2) 組織として管理している役員又は職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか
 - (4) 以下のものは「組織的に用いるもの」に該当しない。
 - 1) 役員又は職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、組織としての利用を予定していないもの
 - i 自己研鑽のための資料
 - ii 備忘録
 - 2) 役員又は職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し

- 3) 役員又は職員の個人的な検討段階に留まるもの。決裁文書の起案前の役員又は職員の検討段階の文書等。ただし、起案前の文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。
- (5) どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、文書の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、以下の時点を目安とする。
 - 1) 決裁を要するものについては、起案文書が作成され、稟議に付された時点
 - 2) 会議資料については会議に提出した時点
 - 3) 申請書等については申請書等が研究所に到着した時点
 - 4) 組織として管理している役員又は職員共用の保存場所に保存した時点
- 3 「保有しているもの」とは、所持している文書をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配していれば「所持」に当たる(ただし、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合を除く。)

第2 法人文書を特定するための基準

法人文書の特定は、開示請求書の「法人文書の名称その他法人文書を特定するに足りる事項」の記載から役員又は職員が開示請求者が求める法人文書を他の法人文書と識別できるか否かにより、判断するものとする。

1 特定が不十分な記載の例

「〇〇に関する資料(〇〇の事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかは明らかでない。）」、「〇〇(研究所)の保有する法人文書」という記載がされている場合

2 特定されていると考えられる例

法人文書ファイル管理簿に登載されている法人文書ファイル名が記載されている場合

第3 法人文書の開示義務等

1 法人文書の開示義務

開示請求があったときは、次に掲げる場合を除き、開示請求のあった法人文書を開示しなければならない。

- (1) 開示請求に係る法人文書の全部に法第5条各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)が記録されているため、すべて不開示とする場合(不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。)
- (2) 法第8条の規定により、法人文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合
- (3) 開示請求に係る法人文書を研究所が保有していない場合又は開示請求の対象が法人文書に該当しないとき

- (4) 開示請求の対象が、他の法律において開示手続が定められており、法の適用除外規定により、開示請求の対象外のものであるとき(著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作権隣接権登録原簿等)
- (5) 開示請求手数料が納付されていない場合、法人文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき
- (6) 権利濫用に関する一般法理が適用されるとき

2 部分開示

開示義務に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 3 公益上の理由による裁量的開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

4 法人文書の在否に関する情報

開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第4 不開示情報に該当するか否かの基準(法第5条関係)

開示請求の対象とされた法人文書について、不開示情報に該当するか否かを審査するための基準である。

[別紙参照]

第5 部分開示に該当するか否かの基準(法第6条関係)

1 法第6条第1項関係

- (1) 「開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

一件の法人文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、法第5条に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合、部分的に開示できるか否かの判断を行うものとする。

- (2) 「容易に区分して除くことができるとき」

1)

- ・ 当該法人文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務はない。「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないよう

に黒塗り、被覆等を行い、法人文書から物理的に除去することを意味する。容易に区分して除くことができない場合として以下の例が想定される。

- ・ 文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合
- ・ 録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合

2) 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易である。なお、部分開示の作業に多くの時間・労働を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易でないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」

- 1) 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断する。
- 2) 部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかの方法の選択については、研究所理事長が本法の目的に沿った範囲で、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して決定する。

(4) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない」

- 1) 有意の情報が記録されていないと認められるときは」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断する。
- 2) 「有意」性の判断は、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるものとする。

2 法第6条第2項関係

- (1) 「開示請求に係る法人文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る)が記録されている場合」

氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とする。

- (2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。例えば、カルテ・作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等を開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないもの限り、部分開示の規定を適用する。

- (3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」

法第6条第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第5条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、法第6条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。なお、個人を識別することができる要素は、法第5条第1号イ～ハのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第6 公益上の理由による裁量的開示に該当するか否かの基準(法第7条関係)

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、法第5条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、研究所の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいう。
- 2 本条の適用に関しては、公益上特に必要と認めたにもかかわらず法人文書を開示しないことは想定できないが、公益上の必要性の認定についての研究所の要件裁量は認められる。

第7 法人文書の存否に関する情報に該当するか否かの基準(法第8条関係)

- 1 「開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る法人文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された法人文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該法人文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該法人文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、法第5条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得る。

具体的には、次のような例が考えられる。

- 1) 特定の個人の病歴に関する情報(第1号)
 - 2) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報(第2号)
 - 3) 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報(第3号)
 - 4) 犯罪の内偵捜査に関する情報(第4号)
 - 5) 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報(第5号)
 - 6) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報(第6号)
- 2 「当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった法人文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。例えば、法人文書が存在しない場合に不存在と答えて、法人文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該法人文書の存在を類推させることになる。

附 則

この理事長達は、平成14年10月1日より施行する。

附 則(平成27年4月1日 27理事長達第8号)

この理事長達は、平成27年4月1日から施行する。